

令和4年度 日野市ものづくり産業開発支援事業補助金募集要領

1. 事業内容

市内中小企業者の技術・製品開発等を支援するため、東京都立産業技術研究センターをはじめとする大学等の施設を利用した際に要する経費の一部を補助します。

・「大学等」とは・・・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究開発を主たる業務とする国又は地方公共団体が設立した研究機関及び独立行政法人をいう。

例：東京都立産業技術研究センター、市内外の大学など

2. 補助対象期間

令和4年4月1日から令和5年2月28日まで

※令和5年2月28日までの利用料が対象となります。

3. 補助額

補助対象経費の1/2（1,000円未満切り捨て）、年間60,000円を上限。

※消費税及び地方消費税は、対象外とします。

4. 補助対象経費

大学等が実施する次に掲げる事項

（1）依頼試験

・製品等の高品質な試験測定、分析、また、試験結果に基づく技術的なアドバイス支援。

（2）機器利用等

・大学等で有する様々な試験機器を利用した製品や材料等の試作、測定及び分析。

（3）技術相談等

・東京都立産業技術研究センターが行うオーダーメイド型技術支援事業のほか、大学等が行う中小企業者に対する技術相談。

5. 申請資格

下記の①～③の全ての要件を満たしており、（1）若しくは（2）に該当すること

- ① 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- ② 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- ③ 「日野市暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者等、市が公的資金の助成先として社会通念上適切ではないと判断するものでないこと。

（1）市内に事業所等を有するものづくり基盤産業に属する**中小企業者**であり、市税の納税義務者であって、補助金の交付申請時に納期の過ぎていている市税を滞納し

ていないこと。

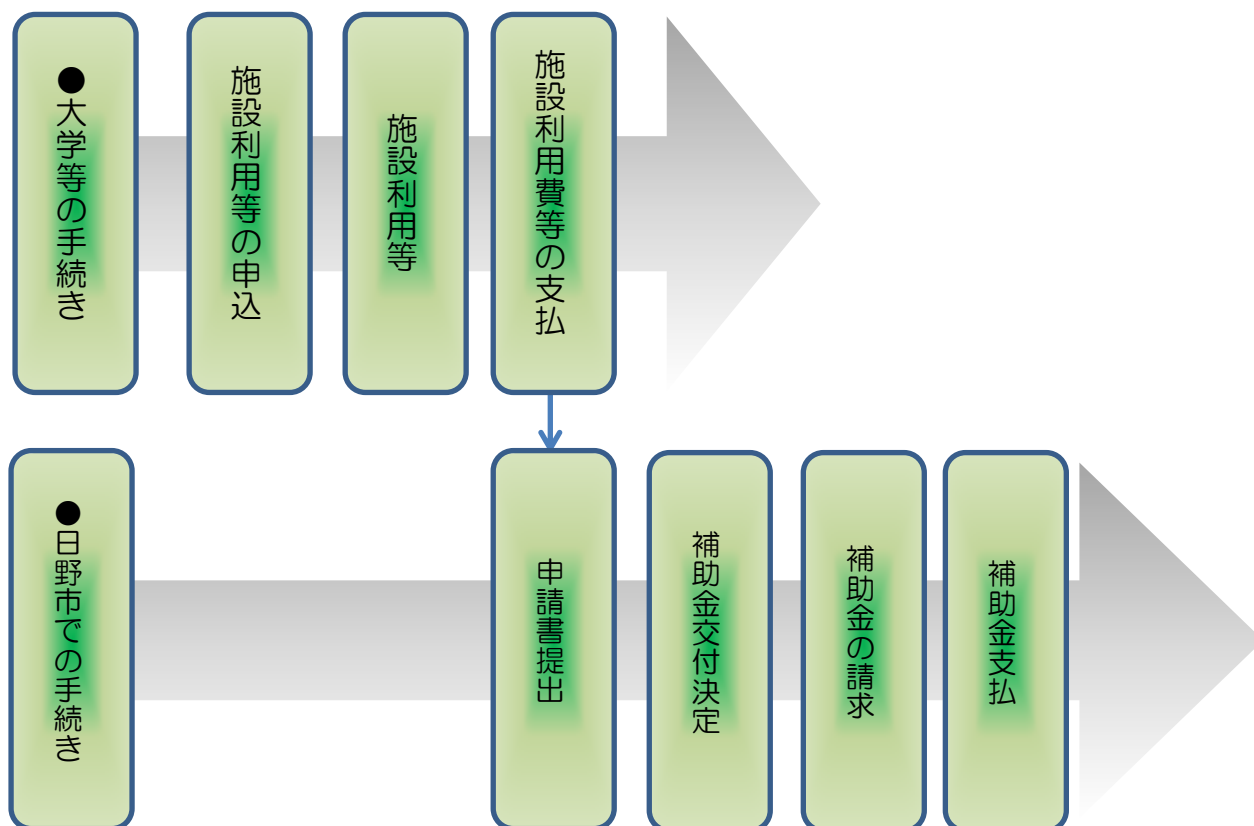
※ 「ものづくり基盤産業」とは、ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年3月19日法律第2号）に定める、「工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えている技術であって、製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種」を指します

【中小企業基本法第2条に規定する中小企業者】

業 種	資本金及び従業員
製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・その他	3億円以下、又は300人以下
卸 売 業	1億円以下、又は100人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下、又は100人以下
小 売 業	5千万円以下、又は50人以下

(2) 市内に本部又は支部を持つ産業団体であること

6. 申請から支払いまでの流れ



7. 申請

(1) 申請期間

令和4年4月1日（金）から令和5年2月28日（火）まで

(2) 提出書類

- ① 補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 大学等への支払い及びその金額を確認できるもの
- ③ （法人の場合）納期の到来している最新年度の法人市民税の納税証明書（写し可）
- ④ （個人の場合）令和3年度市民税の課税証明書及び納税証明書（写し可）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

(3) 提出場所

日野市産業スポーツ部産業振興課ものづくり推進係（市役所本庁舎3階）

住所：〒191-8686 日野市神明1-12-1

(3) 提出方法

申請期間内に提出書類一式を郵送又は持参してください。

(4) 募集件数

先着順で予算の範囲内とします。

(5) 留意事項

- ・提出された申請書及び関係書類は、返却しません。
- ・申請書を提出後、申請内容を確認するため、追加書類の提出及び説明を求める場合があります。また、別途申請内容の確認に関する書類の提出をお願いする場合があります。

8. 審査

(1) 審査方法

提出書類に基づき、資格審査及び申請書類の内容について総合的に審査します。

(2) 審査結果について

補助対象事業の採択を受けた申請者には、補助金交付決定通知書をもってお知らせします。

(3) 交付決定について

- ・交付決定に当たっては、必要に応じて条件を付す場合があります。
- ・補助対象事業に採択された場合、企業名や代表者名、事業概要や補助金額等

について公開する場合があります。

- 補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件により補助対象事業の実施が困難であると判断し、申請を取り下げようとする場合は、交付決定を受けた日から14日以内に市長へ取下げを申請する必要がありますので、事前に産業振興課へご連絡ください。
- 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた時、補助金を他の用途に使用した場合等においては、補助金交付の全部又は一部を取り消すことがあり、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、返還を求める場合があります。

(4) 交付決定額について

- 交付申請額と補助金交付決定額が異なる場合があります。
- 交付決定額は、助成金の上限を示すものであり、検査後に助成金の額が確定します。(交付決定額から減額されることがあります)

9. 助成事業を実施するための注意事項

(1) 職員等による訪問調査

市職員及びそれに準ずるものが、補助対象期間中及び補助対象期間終了後に訪問し、調査を行うことがあります。

(2) 申請内容の変更・取下げ

交付決定を受けた後、申請内容から著しく変更しようとする場合、もしくは申請の取り下げをしようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。

(3) 交付決定の取り消し

補助事業者が不正（申請資格に該当しない事実が判明する等）を起こした場合や、補助金交付の決定内容やそれに付した条件に適合しない場合は、是正のための措置を求めるとともに、交付決定の全部又は一部の取り消し、さらには返還を求めることがあります。

(4) 経理関係書類の保管

補助事業に係る経理関係書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間は保管して下さい。

(5) 事業の責任

本事業によって生じた事故や損害等については、市は一切の責任を負いません。また、事業者の不正や法令違反によって生じた損害については、その責は事業者に帰します。

10. 個人情報の取り扱いについて

個人情報は、日野市個人情報保護条例に基づき管理しております。

11. お問い合わせ

日野市 産業スポーツ部 産業振興課 ものづくり推進係

電 話 042-514-8442 (直通)

F A X 042-581-2516

メー ル sangyo@city.hino.lg.jp